

# 東京都立杉並高等学校同窓会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は 東京都立杉並高等学校同窓会 と称します。
- 第2条 母校とは東京都立杉並高等学校をいいます。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに母校と密接に連絡して母校の発展に協力することを目的とします。
- 第4条 本会は東京都杉並区成田西4丁目15番地15号の東京都立杉並高等学校内に置きます。

## 第2章 事業

- 第5条 本会の目的を達成するために次の事業を行います。
- 1.会報誌の発行。
  - 2.会員・客員の会員情報の管理。
  - 3.ホームページやSNSなどの電子媒体を用いた情報交換。
  - 4.親睦を目的とした懇親会の開催。
  - 5.母校や同窓生の活動支援およびイベント等への後援・協力・協賛。
  - 6.その他、本会の継続のために必要と認められる事業。

## 第3章 会員及び客員

- 第6条 本会の会員は以下の者で組織します。
- 1.東京都立杉並高等学校の卒業生。
  - 2.東京都立杉並高等学校に在学したことのある者で、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者。

- 第7条 本会の客員は以下の者で組織します。
- 1.東京都立杉並高等学校教職員。
  - 2.東京都立杉並高等学校旧教職員。
  - 3.理事会が推薦する母校や本会に特別に功労のあった者。

- 第8条 会員は、1年あたり1000円の会費を指定する年度に3年分をまとめて3000円を支払うものとします。

- 第9条 会員は本人の意思により退会することができます。ただし、本人の意思により復帰することもできます。

- 第10条 会費未納などを事由として会員資格を停止する場合があります。

- 第11条 本会則に違反、もしくは母校や本会の体面を著しく損なう行為をした者は理事会の議決をもって除名する場合があります。

## 第4章 理事会

- 第12条 本会では意思決定を行う議決機関として理事会を設置します。

- 第13条 理事は理事会を構成し、本会則に定めるところにより職務を執行します。

- 第14条 理事は以下の資格を有するものになります。
- 卒業時に同窓会のクラス代表(評議員)として専任された者、もしくは現理事から推薦された同窓会会員で、かつ  
参画同意書に署名し、理事会で半数以上の承認を得た者。

- 第15条 本会は常任の理事の中から以下の役員を選出します。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 若干名
- 3.監事 若干名

- 第16条 役員は理事会において、理事の中から選出されます。

- 第17条 役員の役務については以下のとおりとします。
- 1.会長は会務を総理する本会の代表者で、理事会や総会を招集してその議長を行います。
  - 2.副会長は会長を補佐し、会長が会務に支障が出たときは、その職務を代行します。

- 3.監事は経理会計事務および本会の運営全般にわたって監査をし、総会ならびに理事会にその結果を報告します。

第18条 会長は理事を招集して理事会を定期開催いたします。

第19条 理事会では主に以下の事項を議決します。

1. 予算・決算
2. 事業計画・事業報告
3. 役員を選任
4. 会則の改訂
5. その他重要事項

第20条 理事会は出席者をもって成立し、議決は多数決とします。

第21条 会長、副会長、監事の任期は2年とします。ただし理事会の承認を以て2年単位で延長します。

第22条 理事には任期はありません。本人の意思の確認をもって1年単位で延長します。

第23条 役員と理事は、本人の都合により任期の途中でも辞めることができます。

第24条 母校や同窓会に貢献や寄与した者を特別名誉職を設置して任命することができます。

## 第5章 顧問

第25条 顧問は理事会の承認を以て、選任できます。

会長の諮問に応じます。また理事会に対して意見を述べることができます。

## 第6章 総会

第26条 総会は、会員相互の親睦をはかり、毎年10月または11月に会長が招集します。

第27条 総会では会長が会計報告、事業報告、行事報告、その他を報告して承認を得ることとします。

ただし、理事に報告を委任することができます。

## 第7章 会計

第28条 本会の経費は入会金、会費・寄付金及びその他収入を財源とします。

第29条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日を1期とします。

## 第8章 個人情報

第30条 本会では主に次の個人情報を保有しています。(会員番号、卒業期、卒業時のクラス、卒業時の氏名、出席番号、現在の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、所属先、会費納入状況)

第31条 会員および客員は、住所等の個人情報に変更があった際に本会に速やかに報告するものとします。

第32条 本会では名簿の管理について、個人情報保護法や他の法令、省令、条例を遵守し適切に取り扱いたします。

第33条 本会では会報発行などの一部事業を外部業者に委託しています。個人情報保護法に則って適切に確認や記録を行います。

第34条 本会では同期会開催などを事由として、同期会の幹事役務の方などに情報を開示する場合があります。

ただし、情報請求いただいても理事会の判断で情報提供をお断りする場合があります。

第35条 同窓会会員は、入手した個人情報を同窓生の交流等以外に使用することを禁じます。

また入手した個人情報は、会員以外の第三者に提供することを禁じます。

第36条 退会した会員の情報は削除します。

昭和31年3月13日制定

昭和39年7月11日改訂

昭和46年11月3日改訂

昭和52年10月16日改訂

昭和61年10月26日改訂

平成29年10月21日改訂